

# 神栖市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

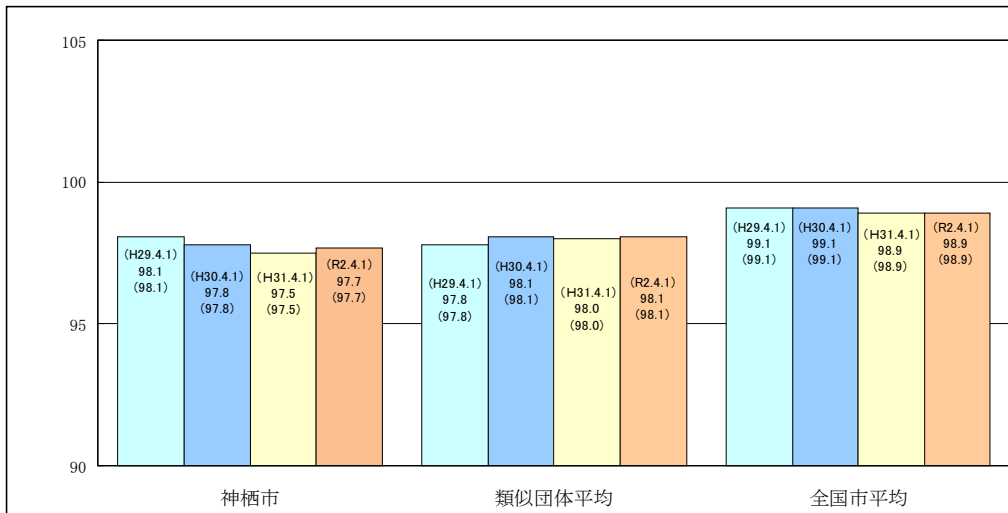
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度
令和元年度	人 95,544	千円 44,333,648	千円 3,157,728	千円 5,030,920	% 11.3	% 10.8

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和元年度	人 589	千円 2,018,835	千円 524,946	千円 840,668	千円 3,384,449	千円 5,746	千円 5,904

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③ともに本市においては該当無し

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円 409,032	円 408,868	円 164	改定なし 0.04%	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 2年度	4.46	4.50	-0.04	-0.05	4.45	4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施 ]

実施内容 (平均引上げ率, 実施(実施予定)時期, 経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には, その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、若年層については、若干の引上げとなる。高齢層については、最大で約4%の引下げとなる。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、神栖市においても6%を支給  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は遡及改定後4%、平成28年4月1日より6%を支給  
 (参考)

	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合
国基準による支給割合	4%	6%
神栖市の支給割合	4%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神栖市	39.9 歳	296,400 円	379,352 円	339,433 円
茨城県	42.7 歳	329,200 円	415,528 円	372,747 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	41.4 歳	311,118 円	371,999 円	342,162 円

※ 平均給与月額(国ベース)…公表されている国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当や特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したもの

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
神 栖 市	57.6 歳	13 人	310,100 円	362,731 円	336,985 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	57.8 歳	5 人	312,700 円	372,920 円	341,520 円	自家用乗用自動車運転手	59.7 歳	232,400 円	1.60
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	*
茨 城 県	55.5 歳	183 人	322,133 円	369,380 円	350,302 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類 似 団 体	54.3 歳	20 人	313,032 円	337,122 円	326,756 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
自動車運転手	6,077,540 円	2,966,900 円	2.05
用務員	* 円	2,862,400 円	*

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成29年～令和元年の3カ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。
- ※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、当該箇所は「アスタリスク(\*)」表記。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		神 栖 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	152,700 円	—
	中 学 卒	— 円	143,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,475 円	352,567 円	366,360 円	384,500 円
	高 校 卒	227,500 円	323,867 円	355,462 円	369,533 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

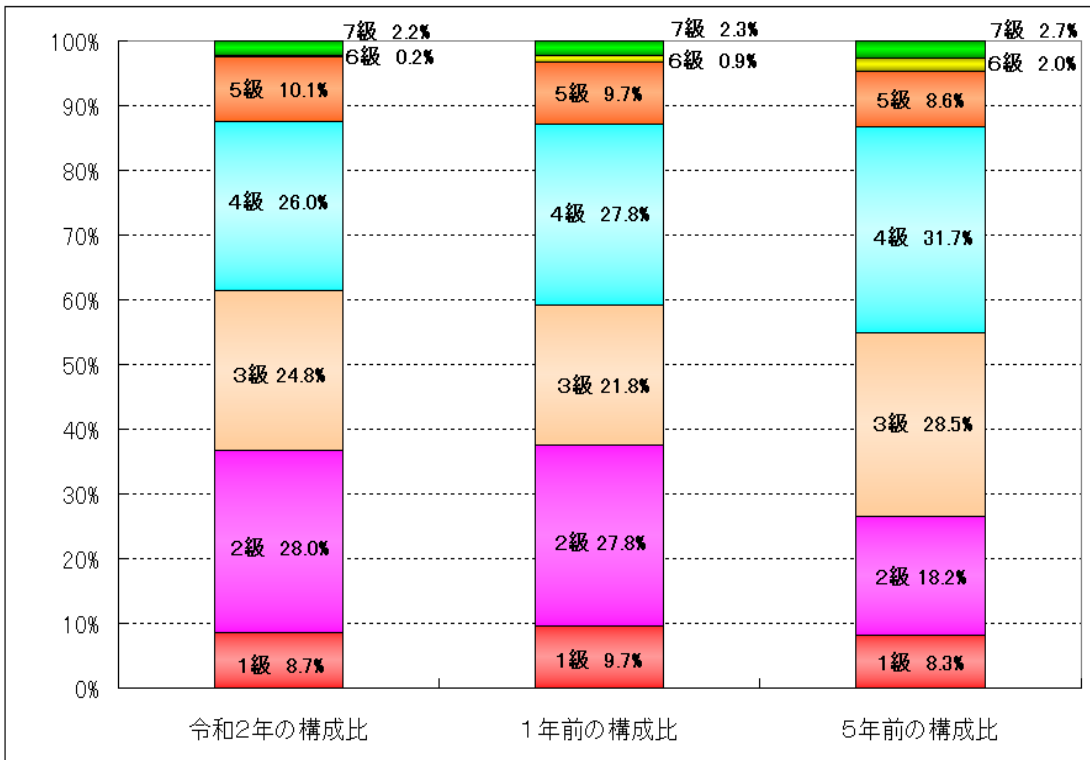
- ※ 各経験年数に該当する職員が3人未満の場合、当該年数±1の経験年数に該当する職員を含めて平均給料を算出。±1の経験年数の職員を含めても3人未満の場合は“-”(ハイフン)表記。また、「高校卒」には短大卒・専門学校卒を含みます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和2年4月1日現在)

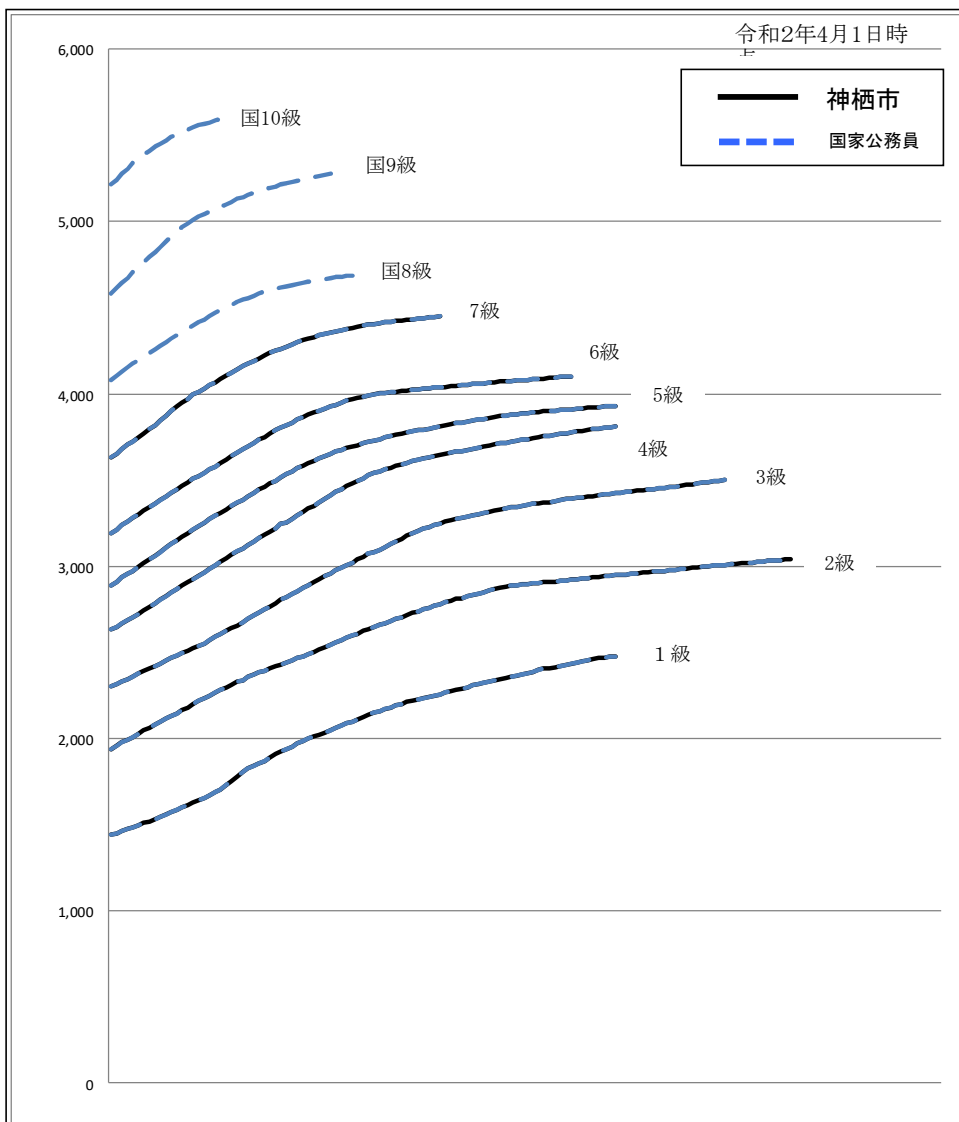
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	39 人	8.7 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主事	125 人	28.0 %	195,500 円	304,200 円
3 級	係長・主幹	111 人	24.8 %	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐・主査・(困)係長	116 人	26.0 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長・副参事	45 人	10.1 %	289,700 円	393,000 円
6 級	参事・次長	1 人	0.2 %	319,200 円	410,200 円
7 級	部長	10 人	2.2 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 神栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
- 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和2年4月1日現在)



### (3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位, 標準, 下位の区分				
	上位, 標準の区分				
	標準, 下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				
ハ その他		勤務評定に基づき昇給内容を決定する際の参考としている			

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,326 千円		1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,812 千円		—	
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分		(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分		(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は, 再任用職員に係る支給割合。

#### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (神栖市)

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位, 標準, 下位の成績率	○	○	○	○
	上位, 標準の成績率				
	標準, 下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					

### (2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 2,369 千円 20,446 千円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 31年度に退職した職員に支給された平均額。

### (3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		128,075 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)		204,266 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6 %	627 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		97.7	
(ラスパイレス指数)		(97.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは, 地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため, 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	1,446 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	17,422 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	14.1 %		
手当の種類(手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
(1) 伝染病防疫作業に従事する職員の特務手当	①伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護業務 ②伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業 ③伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫業務	健康増進課、農林課、環境課	日額 1,000 円
(2) 植物防疫作業に従事する職員の特務手当	植物防疫作業を行い、又は指導監督を行う者が特に身体に害を受けるおそれのある業務	農林課	日額 600 円
(3) 市税等徴収業務を行う職員等の特務手当	市税等徴収業務又は固定資産評価業務	課税課・納税課・国保年金課 下水道課、長寿介護課	日額 300 円 月額上限 3,000 円
(4) 保健指導巡回業務を行う保健師の特務手当	保健指導のため巡回指導業務(保健師)	長寿介護課、子育て支援課 健康増進課	日額 500 円 月額上限 3,000 円
(5) 行旅死亡人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に基づく埋火葬等の業務	社会福祉課	日額 8,000 円
(6) 動物死骸処理作業手当	動物の死骸処理作業	環境課、施設管理課	日額 1,000 円
(7) 下水道管内作業手当	下水道管内作業	下水道課	日額 600 円
(8) 用地交渉等手当	公共の用に供する用地の取得及び借上又は当該用地の取得及び借上並びに公共事業に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地に於いて所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難なもの	都市計画課、水産・地域整備課	日額 500 円
(9) 社会福祉業務手当	社会福祉業務の現業又は指導監査業務	社会福祉課	日額 1,000 円 月額上限 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	162,984 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	354 千円
支給実績(平成30年度決算)	131,459 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	302 千円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 6,500円 ・子 1人 10,000円 父母等 1人 6,500円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	43,510 千円	195,112 円
職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る支給額は、平成30年度から、配偶者がいる場合と同一としている (参考:平成29年度) ・配偶者がいる場合 子 1人 8,000円 父母等 1人 6,500円 ・配偶者がいない場合 子 1人10,000円 父母等 1人 9,000円					
住居手当	借家の場合、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ28,000円を限度に支給(令和元年度までは、支給上限は27,000円)	同じ	—	23,186 千円	260,517 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給	同じ	—	87,477 千円	140,865 円
	・自動車等を使用の場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	異なる	国は使用距離等を勘案し、2,000円～31,600円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて46,300円～139,300円を支給	74,428 千円	489,658 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて6,000円～18,000円を支給	3,009 千円	24,072 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、同居していた配偶者等と別居することとなった職員に30,000円から70,000円を支給	同じ	—	0 千円	0 円
義務教育等教員特別勤務手当	義務教育等教員特別手当の月額額は、8,800円を超えない範囲内で支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて3,900円～8,800円を支給	831 千円	103,875 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	880,000 円	(参考)類似団体における最高/最低給料月額 1,015,000 円 / 637,700 円	
	副市長	700,000 円	805,000 円 / 587,200 円	
	議長	460,000 円	539,000 円 / 440,000 円	
報酬	副議長	410,000 円	465,000 円 / 395,000 円	
	議員	390,000 円	430,000 円 / 375,000 円	
期末手当	市長	(令和元年度支給割合)		
	副市長	3.40 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議長	(令和元年度支給割合)		
退職手当	副議長	3.40 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×22	19,360 千円	任期ごと
	副市長	給料月額×12.4	8,680 千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

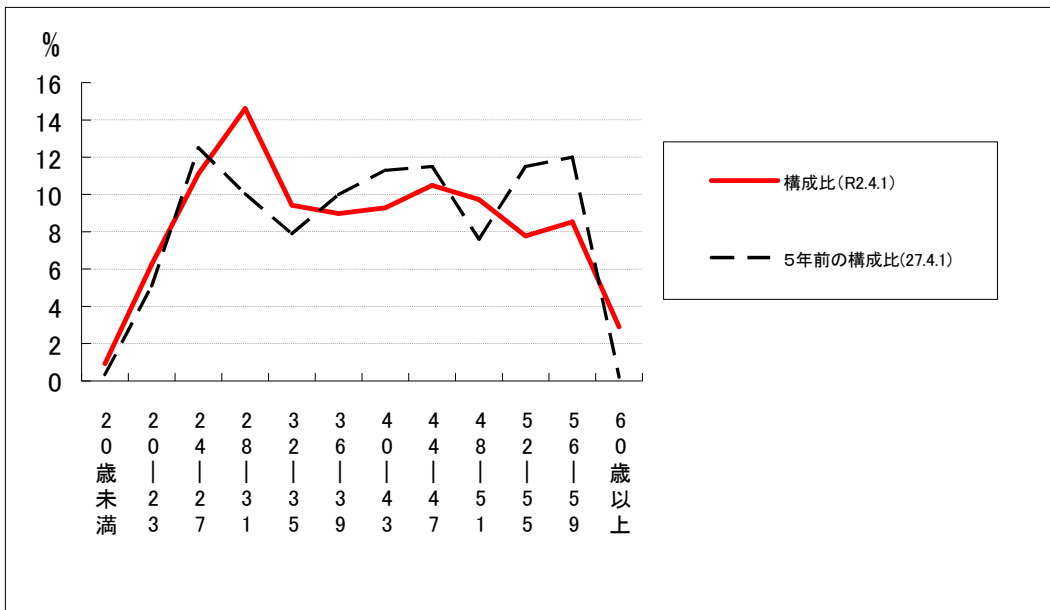
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	130	134	4	防災業務の充実化、マイナンバー関連業務の増
	税務	41	42	1	
	労働	1	1	0	
	農林水産	26	25	△1	
	商工	9	11	2	観光業務の充実化
	土木	55	63	8	福祉拠点整備、市営住宅建替等の業務増加
	民生	139	141	2	社会福祉業務の充実化
	衛生	54	56	2	市内拠点医療機関への職員派遣等
	計	461	479	18	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.53 人)
教育	117	110	△7	国体終了に伴う組織改編	
小計	578	589	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.65 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.88 人)	
公営企業等会計部門	水道	15	15	0	
	下水道	16	16	0	
	その他	35	37	2	特定健診業務及び医療福祉業務の充実化
	小計	66	68	2	
合計	644 [ 881 ]	657 [ 881 ]	13 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.76 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。

2 [ ]内は、条例定数の合計。

### (2)年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6	41	73	96	62	59	61	69	64	51	56	19	657

### (3)職員数の推移

部門別	年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	5年前との比較における増減数(率)
一般行政		421	427	425	439	461	479	58(13.8%)
教育		122	119	127	116	117	110	△12(△9.8%)
普通会計		543	546	552	555	578	589	46(8.5%)
公営企業会計		65	63	65	65	66	68	3(4.6%)
総合計		608	609	617	620	644	657	49(8.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 2,926,720	千円 214,166	千円 100,655	% 3.4	% 3.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 元年度	15	51,189	11,361	21,296	83,846	5,590	6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数。

##### イ 特記事項

・市町村平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 栖 市	38.3 歳	299,003 円	465,811 円
市町村平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当の合計額

2 平均月収額には期末・勤勉手当等を含む

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県	
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,420 千円		1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,719 千円	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分	期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 有	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合。

##### イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額。

ウ 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		3,207 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		213,800 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6 %	15 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(1) 滞納整理手当	・滞納整理事務	左記業務に従事した職員	基本額 600円 *月額上限 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	2,780 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	232 千円
支給実績(平成30年度決算)	3,171 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	288 千円

カ その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 6,500円 ・子 1人 10,000円 父母等 1人 6,500円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	-	756 千円	108,000 円
住居手当	借家の場合、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ28,000円を限度に支給(令和元年度までは、支給上限は27,000円)	同じ	-	837 千円	279,000 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	同じ	-	2,281 千円	152,067 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	同じ	-	1,500 千円	500,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	同じ	-	0 千円	0 円